



各位

2025 年 5 月 8 日

会 社 名 飯 野 海 運 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 大 谷 祐 介
コード番号 9119 (東証プライム)
問合せ先 S R 広報部長 羽 山 晶 子
(TEL. 03-6273-3069)

当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）の継続について

当社は、2022 年 6 月 28 日開催の当社第 131 期定時株主総会において株主の皆様のご賛同を得て、当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）を継続いたしました（当該定時株主総会において株主の皆様のご賛同を得て継続した対応方針を、以下「原方針」といいます。）。

その後引き続き、当社は、同意なき買収の動向等の社会・経済情勢の変化、昨今の買収への対応方針に関する司法判断の内容、買収への対応方針に関連する法整備の状況及びコーポレート・ガバナンスを含む様々な議論の進展等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益をより一層確保し、向上させることを目的として、原方針の更新の是非や内容について取締役会において時間をかけて議論並びに検討を重ねてまいりました。

かかる検討の結果として、当社は、2025 年 5 月 8 日開催の当社取締役会において、同年 6 月に開催予定の第 134 期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）における出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認されることを条件として、本定時株主総会の終結時に有効期間が満了する原方針に替えて、以下の対応方針（以下「本方針」といいます。）を導入することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

本方針の導入に伴う原方針からの主な変更点は、以下のとおりです。なお、本方針のその他の基本的内容は原方針と同一であります。

- ①本方針の適用対象となる「大規模買付行為」の定義を一部見直しました。
- ②大規模買付者を含む「非適格者」の認定に際して、「実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者又はその者と実質的に共同ないし協調して行動する者」に当たるか否かを判定するための基準、及び、「大規模買付者」の認定の前提となる「大規模買付行為」の認定に際して、「当該特定株主グループと当社の他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」を樹立する行為に該当するか否かを判定するための基準として、別紙 3 の「共同協調行為等の認定基準」を作成いたしました。
- ③その他、一部語句の修正、整理等を行いました。

本方針に係る手続の流れの概要については、別紙 1 をご参照下さい。上記取締役会においては、本方針の導入について、独立役員である社外取締役 4 名を含む取締役 8 名の全員一致で承認可決されるとともに、独立役員である社外監査役 2 名を含む監査役 4 名が出席し、異議がない旨の意見を述べております。

なお、本定時株主総会において、出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得られなかった場合に

は、本方針は導入されないものとし、原方針についても本定時株主総会の終結時に有効期間の満了により終了いたします。

《買収への対応方針を導入・継続する必要性及び合理性》

昨年創業 125 周年を迎えました当社は、海運業と不動産業を両輪とした経営（IINO MODEL）を行っており、中長期的な企業価値ひいては株主共同の利益向上を図るため、市況のボラティリティが大きく、それにより収益が変動する海運業と変動要素が相対的に少なく収益が安定している不動産業とを適切に組み合わせることを経営の基本方針としております。これにより中長期的な視点からの安定的な経営を実現することで、当社の企業理念・経営方針にも掲げる「安全の確保」を基盤とした事業の継続が可能となり、また、かかる経営の基本方針を達成するためには、それぞれの事業に精通した経営者が中長期的な視点から事業戦略を策定し、遂行することが必要不可欠であると考えております。この基本方針のもと、当社は海運市況が好調な時は高収益を上げ、海運市況が不調な時は不動産業が収益を下支えすることで安定した業績を達成し、株主の皆様へ安定的な配当を実施してきました。現中期経営計画において事業ポートフォリオ経営を推進しておりますが、その中でも海運業と不動産業それぞれにバランスよく投資を行っており、持続的な成長を目指しております。また、持続的な成長のためには、人的交流・ノウハウの共有を含めた中長期的な視点からの教育を含む人的資本への投資が必要不可欠と考え、両事業に対して経営資源の適切な配分を行っております。さらに、市況のボラティリティが大きい海運業については、当社の投資基準をクリアし、なおかつ、当社の企業体力に見合った設備投資を志向するとともに、市況変動に対応する体制を強化するため、自社による保有船と他社からの調達船のバランスを考慮して投資を行うことに加え、調達船の用船期間についても、短期・中期・長期と分けることにより、船腹調達の多様化を図っております。相対的に変動要素が少ない不動産業においても、東京都心部を中心としたオフィスビル賃貸業により安定した収益を確保している他、更なる収益拡大のため、海外不動産事業も展開し安定収益の盤石化を図っております。また、環境や安全に配慮し、自社管理による高品質なサービス提供を通じてブランド力の向上も図っております。このように当社は、日本をはじめ世界各国に必要不可欠な物資を安全且つ安定的に輸送してきた海運業と、安全でゆとりある高品質な空間を提供する不動産業を長年に亘り営んできたことにより、独立企業として高い評価と信頼を培っており、これが当社の企業価値の基盤となっております。

当社は、大規模買付行為であっても、当社の中長期的な企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるものであれば、これを一概に否定するものではありませんが、当社経営の基本方針をふまえた事業特性への理解を有せず、一部の事業や資産に着目した専ら自身の短期的な利得のみを目的とする大規模買付行為が行われる可能性も少なからず存在し、そのような大規模買付行為は、当社の中長期的な視点に基づく事業戦略の策定・遂行等を妨げることになる点で、当社の企業価値を著しく損なうおそれがあります。しかし、昨今の公開買付制度の改正を踏まえても、日本の公開買付制度では、株主の皆様が大規模買付行為の提案に応じるか否かを判断するために必要な情報の開示や熟慮のための機会を十分に確保することができないおそれがあるものと考えられます。また、当社は、当社の事業活動や事業方針等を株主及び投資家の皆さまにご理解いただくよう情報開示・IR 活動の強化に努めているものの、大規模買付者が突然現れた場合に、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に与える影響について株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から、大規

模買付行為が当社に与える影響や、大規模買付者が企図する当社の経営に参画した場合の経営方針、事業計画の内容等の情報が適切且つ十分に提供されることが不可欠であり、また、大規模買付行為に関する当社取締役会の意見等の開示は、株主の皆様の判断に資するものと考えております。

そこで、当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、大規模買付者（下記Ⅲ.2.に定義されます。以下同じです。）に対して、大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるとともに、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当該大規模買付行為に対して必要且つ相当な対抗措置を講じるために、本方針を導入する必要があると考えております。

また、本方針は、経営者の自己保身に利用されないことがないように合理性・公正性が十分に確保されています。まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、(i)株主意思確認総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行って頂くか、又は、(ii)独立性の高い特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会による勧告を最大限尊重した上で、対抗措置を発動するか否かの判断を行うこととしており、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。また、大規模買付行為が大規模買付ルールに従って行われる場合において、当社取締役会が、株主意思確認総会を招集することなく、対抗措置を発動することが可能な大規模買付行為の類型を、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることが客観的に明白な濫用的買収類型である、(i)いわゆるニッポン放送事件東京高裁決定の四類型（別紙4の1.乃至4.）及び(ii)強圧的二段階買収（別紙4の5.）の五つの類型に限定しております。さらに、本方針の対象となる大規模買付行為のうち、共同協調行為等（下記Ⅲ.2.に定義されます。）への該当性の判定の是非、大規模買付者に対する大規模買付情報（下記Ⅲ.2.(2)に定義されます。）の追加請求の是非、大規模買付者に対する情報提供完了通知（下記Ⅲ.2.(2)に定義されます。）の是非、取締役会評価期間（下記Ⅲ.2.(3)に定義されます。）の延長の是非についても、特別委員会への必要的な諮問事項となっており、当社取締役会が恣意的な運用を行うことによる手続の遅延を防止するための仕組みが確保されています。加えて、当社取締役の半数が当社の独立役員である社外取締役（また、当社取締役会に出席する監査役についてもその半数が独立役員である社外監査役）となっており、当社取締役会による対抗措置の発動を含む本方針の運用の公正性も担保されています。

なお、当社は、原方針の有効期間中においても、中期経営計画等による企業価値向上への取組み及びコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づくコーポレート・ガバナンスの充実のための取組みを通じて当社の中長期的な企業価値の向上に鋭意努めております。そのため、当社は、本方針の導入・継続は当社の取締役会による企業価値向上への取組みを妨げるものではないと考えております。

原方針の有効期間中に実施した、コーポレート・ガバナンス強化の主な取組みの内容は、以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンス強化の主な取組み

年度	主な取組みの内容
2022 年度	取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮
	女性の社外取締役を 1 名選任
	グループ・オペレーティング・オフィサー（GOO）を設置
	サステナビリティ推進部を設置
2023 年度	独立社外取締役を 3 名から 4 名に増員
	女性の社外取締役を 1 名から 2 名に増員
2024 年度	役員報酬の方針を一部改定

【ご参考】本方針の主要項目

下記表は、本方針の主要項目の内容を分かりやすく説明するために作成したものです。本方針の詳細は、6 ページ目以降の本文をご参照下さい。

主要項目		該当箇所	内容
大規模買付行為		Ⅲ.2.	①特定株主グループの議決権割合を 20%以上とすることを目的とする当社の株券等の買付行為、 ②結果として特定株主グループの議決権割合が 20%以上となるような当社の株券等の買付行為、 又は、③結果として特定株主グループの議決権割合が 20%以上となる当社の他の株主との合意その他の行為、又は、特定株主グループと当社の他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為（但し、当該特定株主グループと当該他の株主の議決権割合の合計が 20%以上となるものに限る。）
取締役会評価期間		Ⅲ.2.(3)	対価を円貨のみとし当社の株券等の全てを対象とする公開買付けによる大規模買付行為の場合には最長 60 日間 その他の大規模買付行為の場合には最長 90 日間
対抗措置の発動類型		Ⅲ.3.(1)(ii)(ア)(イ) 別紙 4	大規模買付行為が大規模買付ルールに従って行われる場合に、株主意思確認総会を招集することなく対抗措置の発動が可能な大規模買付行為の類型を、(i)いわゆるニッポン放送事件東京高裁決定の四類型及び(ii)強圧的二段階買収の五つの類型に限定 その他の大規模買付行為について対抗措置を発動するには株主意思確認総会の招集が必要
対抗措置の内容		Ⅲ.3.(2)	新株予約権の無償割当てその他法令及び定款上認められる手段
特別委員の資格		別紙 6 の 2.	特別委員は独立役員である社外取締役及び社外監査役の中から選任
有効期間		Ⅲ.4.(4)	2028 年に開催予定の当社第 137 期定時株主総会の終結時まで

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、経営の基本方針に基づく当社の企業価値の様々な源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で、当社の中長期的な企業価値ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。

当社は、大規模買付行為であっても、当社の中長期的な企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるものであれば、これを一概に否定するものではありませんが、このような大規模買付行為の中には、専ら自身の短期的な利得のみを目的として行われるものや、株主の皆様に対して当該大規模買付行為の提案に関する情報や熟慮の機会が十分に確保されず、株主の皆様は株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの等当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為もあり得ます。

したがって、上記のような当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

II. 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、下記 1.の中期経営計画等による企業価値向上のための取組み及び下記 2.のコーポレート・ガバナンスの充実のための取組みを実施しております。これらの取組みを通じて、当社の中長期的な企業価値ひいては株主共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為は困難になるものと考えられ、これらの取組みは、上記 I.の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）に資するものであると考えております。

1. 中期経営計画等による企業価値向上のための取組み

(1) 当社の事業の概要

当社は、上記《買収への対応方針を導入・継続する必要性及び合理性》に記載のとおり、海運業と不動産業を事業の柱とし、企業としての最大の経営課題である中長期的な企業価値ひいては株主共同の利益の最大化を図る観点から、海運市況、金利及び為替等の変動要素が多く収益の変動率が大きい海運業と、変動要素が相対的に少なく収益が安定している国内を基盤とする不動産業とを適切に組み合わせることにより、新興国を中心とした世界の経済成長を取り込む事業と国内の安定的な事業の双方をバランスよく行うことを経営の基本方針としております。

当社グループは、このような経営の基本方針に基づき 2023 年 4 月から開始する 3 年間の中期経営計画「The Adventure to Our Sustainable Future」（計画期間：2023 年 4 月～2026 年 3 月、以

下「本計画」といいます。)を策定し、各種施策を推進することで、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図っております。

本計画の詳細については、当社ホームページをご参照下さい。

<https://www.iino.co.jp/kaiun/ir/manage/plan.html>

当社グループの事業の概要については、当社ホームページをご参照下さい。

<https://www.iino.co.jp/kaiun/index.html>

2. コーポレート・ガバナンスの充実のための取組み

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の基礎となる各ステークホルダーとの信頼関係の構築に向けた基本的な考え方を、グループ共通の「企業理念」として、「安全の確保を最優先に、人々の想いを繋ぎ、より豊かな未来を築きます」と掲げております。そして、このような「企業理念」を実現するための「経営方針」、「行動規範」に加えて、グループ役職員の行動指針として「安全の重視」、「人権の尊重」、「環境の保護」、「社会への貢献」、「コンプライアンスの徹底」、「取引先の尊重」、「ダイバーシティの推進」、「情報開示とコミュニケーション」及び「教育・訓練」の9項目からなる「サステナビリティ基本方針」を定め、それを実践することで環境・社会問題の解決に向けた企業活動に取り組んでおります。そのため、当社は、コーポレート・ガバナンスによって、「サステナビリティ基本方針」を実践するために求められる経営の健全性、透明性及び効率性を確保することが重要であると考えており、コーポレート・ガバナンスを「企業を構成する様々な主体（ステークホルダー）間の利害を調整し、効率的な企業活動を実現するための仕組み」と捉えております。当社は、このような考え方に基づき、監査役制度を基礎とした組織体制のもと、コーポレート・ガバナンスを充実させ、経営の健全性、透明性及び効率性との両立を図っており、経営の意思決定及び業務執行に際しては、株主、従業員その他のステークホルダーとの関係に配慮し、常に最良の経営成果をあげられるよう不断の努力を重ね、もって持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に取り組んでおります。

当社は、次の基本方針に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組みます。

- (i) 株主の権利を実質的に確保するための適切な対応と株主がその権利を適切に行使できる環境の整備とを行うとともに、全ての株主の実質的な平等性の確保に配慮します。
- (ii) 株主、従業員、お客様、取引先、債権者及び地域社会をはじめとする様々なステークホルダーの権利・立場を尊重し、ステークホルダーとの適切な協働に努めます。
- (iii) 財務情報のみならず非財務情報についても適切な開示がなされるように主体的に取り組む、分かりやすく有用性の高い情報開示と透明性の確保に努めます。
- (iv) 取締役会は、株主に対する受託者責任を踏まえ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、適切なリスクテイクを支える環境整備や取締役に対する実効性の高い監督

等の役割・責務を適切に果たします。監査役及び監査役会は、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場から、取締役の職務の執行の監査等の役割・責務を適切に果たします。

- (v) 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主との間で建設的な対話を行います。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する取組み

当社は、取締役会及び監査役会を設置し、これらが業務執行の監督及び監査を行っております。重要事項の決定及び取締役の業務執行の監督を行うために原則として毎月 1 回定例取締役会を開催し、また、社外監査役を含む監査役で構成される定例監査役会を原則として毎月 1 回開催するとともに、社長執行役員(代表取締役)直属の経営監査室、監査役及び会計監査人が相互に連携して監査に当たるいわゆる三様監査体制をとっております。さらに、2021 年度より、取締役会の指示に基づき、経営監査室による内部監査の監査報告を取締役会に直接報告する体制を整備しております。

当社のコーポレート・ガバナンスに関する取組みの詳細については当社 HP をご参照下さい。

コーポレート・ガバナンス報告書:

<https://www.iino.co.jp/kaiun/csr/files/common-governance-report.pdf>

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本方針導入の目的

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、本方針を導入いたします。本方針の導入に関する当社の考え方の詳細は、以下のとおりです。

当社は、上記Ⅱ.に記載のとおり、中長期的な企業価値ひいては株主共同の利益の向上を図るため、変動要素が多く収益の変動率が大きい海運業と変動要素が相対的に少なく収益が安定している不動産業とを適切に組み合わせることを経営の基本方針としており、これにより中長期的な視点からの安定的な経営を実現し、当社の事業の発展基盤である安全性を確保できるものと考えております。かかる経営の基本方針を達成するためには、それぞれの事業に精通した経営者が中長期的な視点から事業戦略を策定し、遂行することが必要不可欠であると考えております。

当社は、大規模買付行為であっても、当社の中長期的な企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、当社の中長期的な企業価値の向上ではなく、専ら自身の短期的な利得のみを目的とする大規模買付行為が行われる可能性も少なからず存在し、そのような大規模買付行為は、当社の中長期的な視点に基づく事業戦略の策定、遂行等を妨げることになる点で、当社の企業価値を著しく損なうおそれがあります。

また、大規模買付行為の提案に応じるか否かは、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関

連しますので、最終的には株主の皆様のご判断によるべきものであると考えます。そして、株主の皆様が大規模買付行為の提案に応じるか否かのご判断を適切に行うためには、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担って当社の事業及び中期経営計画に基づく様々な取組みの内容に精通している当社取締役会から提供される情報並びに当該大規模買付行為に関する当社取締役会の評価・意見等を含む十分な情報が株主の皆様に対して提供されることが必要であるとともに、株主の皆様がその情報を熟慮するための十分な時間が確保されることが不可欠であると考えております。さらに、当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保又は向上の観点から大規模買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大規模買付行為の条件・方法について、大規模買付者と交渉するとともに、代替案の提示等を行う必要もあると考えておりますので、そのために必要な時間も確保されるべきであります。しかしながら、株主の皆様に対して大規模買付行為の提案に関する情報が十分に提供されなかったり、株主の皆様による熟慮の機会が十分に確保されない方法による大規模買付行為が行われる可能性も存在し、そのような大規模買付行為は株主の皆様は株式の売却を事実上強要するおそれがあります。

以上のとおり、当社は、上記のような当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為がなされる可能性があると考えています。そして、そのような大規模買付行為が実際になされた場合には、現在の日本の公開買付制度だけでは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を十分に確保又は向上させることは難しいと考えています。そのため、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供及びその内容の評価・検討等に必要の期間の確保を求めるとともに、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであると判断される場合には、当該大規模買付行為に対して必要且つ相当な対抗措置を講じるために、本方針を導入することを決定いたしました。

なお、当社取締役会による本方針導入の決定時点におきましては、特定の第三者より当社取締役会に対して、当社の株券等の大規模買付行為に関する提案がなされている事実はありません。また、当社の大株主の状況につきましては、別紙 2 をご参照下さい。

2. 大規模買付ルールの設定

当社は、本方針において、①特定株主グループ（注 1）の議決権割合（注 2）を 20%以上とすることを目的とする当社の株券等の買付行為、②結果として特定株主グループの議決権割合が 20%以上となるような当社の株券等の買付行為、又は、③上記①若しくは②に規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、当社の特定株主グループが、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じです。）との間で行う行為であり、且つ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定株主グループと当社の他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注 3）を樹立する行為（注 4）（但し、当社の株券等につき当該特定

株主グループと当該他の株主の議決権割合の合計が 20%以上となるような場合に限りです。以下、本③の行為を「共同協調行為等」といいます。）（上記①乃至③のいずれの行為も事前に当社取締役会が同意したものを除きます。これらの行為を以下「大規模買付行為」といいます。）を行い又は行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）を対象として、大規模買付者に従って頂くべき手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）を定めます。

（注 1）「特定株主グループ」とは、①④当社の株券等（金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいいます。以下、別段の定めがない限り同じです。）の保有者（同項に規定する保有者をいい、同条第 3 項の規定に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下、別段の定めがない限り同じです。）及び⑤その共同保有者（同条第 5 項に規定する共同保有者をいい、同条第 6 項本文に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下、別段の定めがない限り同じです。）、並びに、②④当社の株券等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。以下、別段の定めがない限り同じです。）を行う者及び⑥その特別関係者（同条第 7 項に規定する特別関係者をいいます。以下、別段の定めがない限り同じです。）を意味します。なお、本方針において引用される法令等に改正（法令等の名称の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本方針において引用される法令等の各条項及び用語は、当社取締役会が別段定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項及び用語を実質的に継承する法令等の各条項及び用語に読み替えられるものとします。

（注 2）「議決権割合」とは、特定株主グループの具体的な行為態様に応じて、①特定株主グループが当社の株券等の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。以下、別段の定めがない限り同じです。）、又は、②特定株主グループが当社の株券等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同条第 8 項に規定する株券等所有割合をいいます。以下、別段の定めがない限り同じです。）の合計をいいます。なお、株券等保有割合及び株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数（同法第 27 条の 23 第 4 項に規定する発行済株式の総数をいいます。以下、別段の定めがない限り同じです。）及び総議決権の数（同法第 27 条の 2 第 8 項に規定する総議決権の数をいいます。以下、別段の定めがない限り同じです。）は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

（注 3）「当該特定株主グループと当社の他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」を樹立する行為に該当するか否かの判定は別紙 3 に定める基準に従い行うものとします。なお、別紙 3 に定める基準は、法令の改正や裁判例の動向等に基づき特別委員会の決議によって適宜合理的な範囲内で変更される場合があります。

(注 4) 本文の③の行為に該当するか否かの判断は、当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき合理的に行うものとします。また、当社取締役会及び特別委員会は、本文の③の行為に該当するか否かの判断をするために必要な範囲で、当社の株主に対して必要な情報を求めることがあります。

大規模買付ルールの内容は以下のとおりです。

(1) 大規模買付意向表明書の当社への事前提出

まず、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社代表取締役社長に対して、以下の事項を日本語で記載した書面（以下「大規模買付意向表明書」といいます。）を提出して頂きます。

(i) 大規模買付者の概要

- ①氏名又は名称及び住所又は所在地
- ②代表者の氏名
- ③会社等の目的及び事業の内容
- ④大株主又は大口出資者（所有株式数又は出資割合上位 10 名）の概要
- ⑤国内連絡先
- ⑥設立準拠法

(ii) 大規模買付者が現に保有する当社の株券等の数及び大規模買付意向表明書提出日前 60 日間における大規模買付者の当社の株券等の取引状況

(iii) 大規模買付者が提案する大規模買付行為の概要（大規模買付者が大規模買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類及び数並びに大規模買付行為の目的の概要（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為後の当社の株券等の第三者への譲渡等又は重要提案行為等¹を行うことその他の目的がある場合には、その旨及び概要。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載して頂きます。）を含みます。）

(iv) 大規模買付ルールに従う旨の誓約

なお、大規模買付意向表明書の提出に当たっては、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大規模買付者の存在を証明する書類（外国語の場合には、日本語訳を含みます。）を添付して頂きます。

(2) 大規模買付情報の提供

大規模買付意向表明書をご提出頂いた場合には、大規模買付者には、以下の手順に従い、当社代表取締役社長に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検

¹ 金融商品取引法第 27 条の 26 第 1 項、金融商品取引法施行令第 14 条の 8 の 2 第 1 項及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第 16 条に規定する重要提案行為等を意味します。以下、別段の定めがない限り同じです。

討等のために必要且つ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）を日本語で提供して頂きます。

まず、当社は、大規模買付者に対して、大規模買付意向表明書を提出して頂いた日から 10 営業日²（初日不算入）以内に、当初提供して頂くべき情報が記載された書面（以下「提供情報リスト」といいます。）を上記(1)(i)⑤の国内連絡先宛に発送いたしますので、大規模買付者には、提供情報リストに従って十分な情報を当社代表取締役社長に提供して頂きます。当社代表取締役社長は、大規模買付者から提供して頂いた情報を速やかに特別委員会に提供します。

また、提供情報リストに従い大規模買付者から提供して頂いた情報では、当該大規模買付行為の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると、当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供して頂きます。当社取締役会は、当該判断に際して、必要に応じて財務アドバイザー、弁護士、税理士、公認会計士その他の外部専門家等（以下「外部専門家等」といいます。）の助言を得た上で、特別委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重するものといたします。当社代表取締役社長は、大規模買付者から追加で提供して頂いた情報についても速やかに特別委員会に提供します。

なお、以下の各項目に関する情報は、原則として提供情報リストの一部に含まれるものとしますが、提供情報リストに含まれる情報の具体的な内容については、当社取締役会が、外部専門家等の助言を得た上で、当該大規模買付行為の内容及び態様等に照らして合理的に決定します。また、大規模買付者が提供情報リストに記載された項目に係る情報の一部について提供することができない場合には、当社は、大規模買付者に対して、当該情報を提供することができない理由を具体的に示して頂くよう求めます。

- ① 大規模買付者及びそのグループの詳細（沿革、資本金の額又は出資金の額、発行済株式の総数、役員の氏名、職歴及び所有株式の数その他の会社等の状況並びに直近 2 事業年度の財政状態、経営成績その他の経理の状況を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的（大規模買付意向表明書において開示して頂いた目的の具体的内容）、方法及び内容（大規模買付行為の適法性（法令上必要となる許認可等の取得の見込みを含みます。）に関する意見を含みます。）
- ③ 買付対価の種類及び金額（有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類及び交換比率、有価証券等及び金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び金銭の額を記載して頂きます。）並びに当該金額の算定の基礎及び経緯（算定の基礎については、算定根拠を具体的に記載し、当該金額が時価と異なる場合や大規模買付者が最近行った取引の価格と異なる場合には、その差額の内容も記載して頂きます。また、株券等の種類に応じた買付価格の価額の差について、換算の考え方等の内容も具体的に記載して頂きます。算定の経緯については、算定の際に第三者の意見を聴取した場合には、当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を具体的に記載して頂きます。）

² なお、営業日とは、行政機関の休日に関する法律第 1 条第 1 項各号に規定する日以外の日を意味します。以下、別段の定めがない限り同じです。

- ④ 大規模買付行為に要する資金の調達状況及び当該資金の調達先の概要（預金の場合には預金の種類別の残高、借入金の場合には借入金の額、借入先の業種等、借入契約の内容及びその他の資金調達方法による場合にはその内容、調達金額、調達先の業種等を含みます。）
- ⑤ 大規模買付者が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻し契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- ⑥ 大規模買付者が大規模買付行為において取得を予定する当社の株券等に関する担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している担保契約等その他の第三者との間の合意の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等その他の第三者との間の合意の具体的内容
- ⑦ 支配権取得又は経営参加を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の完了後に企図する当社及び当社グループの支配権取得又は経営参加の方法並びに支配権取得後の経営方針又は経営参加後の計画。組織再編、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分又は譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定又は解職、役員の構成の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他当社及び当社グループの経営方針に対して重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容及び必要性
- ⑧ 純投資又は政策投資を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の後の株券等の保有方針、売買方針その他の投下資本の回収方針及び議決権の行使方針並びにそれらの理由。長期的な資本提携を目的とする政策投資として大規模買付行為を行う場合には、その必要性
- ⑨ 重要提案行為等を行うことを大規模買付行為の目的とする場合又は大規模買付行為の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容、必要性及び時期並びにいかなる場合において当該重要提案行為等を行うかに関する情報
- ⑩ 大規模買付行為の後、当社の株券等をさらに取得する予定がある場合には、その理由及びその内容
- ⑪ 大規模買付行為の後、当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合には、その旨及び理由
- ⑫ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡が存在する場合には、その目的及び内容並びに当該第三者の概要
- ⑬ 当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社の利害関係者との関係を大規模買付行為の完了後に変更する予定がある場合には、その具体的内容
- ⑭ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑮ 反社会的勢力との関係に関する情報
- ⑯ 大規模買付行為が当社の株券等の買付行為を伴わない場合には、以下の情報
 - ア 大規模買付行為の相手方となる者との現在の関係（資本関係、取引関係、役職員の兼任その他の関係を含みます。）
 - イ 大規模買付行為の相手方となる者と現在の関係を形成した時期及び目的

なお、当社は、大規模買付行為の提案があった事実及び大規模買付者から提供された情報（当社

が提供を求めた情報のうち大規模買付者から提供されなかったものについては、当該情報及び当該不提供の理由を含みます。以下、同じです。)が株主の皆様のご判断に必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を株主の皆様の開示いたします。

また、当社取締役会が、特別委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として十分であり、大規模買付情報の提供が完了したと合理的に判断するときには、当社は、速やかに、大規模買付者に対して、その旨の通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）を行うとともに、その旨を開示いたします。

(3) 取締役会評価期間の設定等

当社は、情報提供完了通知を行った後、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、対価を金銭（円貨）のみとし当社の株券等の全てを対象とする公開買付けによる大規模買付行為の場合には、情報提供完了通知を行った日から最長 60 日間、その他の大規模買付行為の場合には、情報提供完了通知を行った日から最長 90 日間（いずれの場合も初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

当社取締役会は、取締役会評価期間中に、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、提供された情報を十分に評価・検討し、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、速やかに株主の皆様を開示いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

なお、当社取締役会が取締役会評価期間内に当社取締役会としての意見をとりまとめることができないことにつきやむを得ない事情がある場合には、当社取締役会は、合理的に必要と認められる範囲内で取締役会評価期間を最長 30 日間（初日不算入）延長することができるものとします（なお、当該延長は一度に限るものとします。）。当社取締役会は、当該判断に際して、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、特別委員会に対して、取締役会評価期間の延長の必要性及び理由を説明の上、その是非について諮問し、その勧告を最大限尊重するものといたします。当社取締役会が取締役会評価期間を延長することを決定した場合には、当該延長の期間及び理由を、速やかに、大規模買付者に通知するとともに、開示いたします。

大規模買付者は、取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。なお、株主意思確認総会を招集する場合の取扱いについては、下記 3.(1)(iii)をご参照下さい。

3. 大規模買付行為がなされた場合における対応方針

(1) 対抗措置の発動の条件

(i) 大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行う場合

(ア) 特別委員会の勧告に基づき発動する場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、その具体的な条件・方法等の如何を問わず、当社取締役会は、当該大規模買付行為を当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為とみなし、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させるために必要且つ相当な対抗措置を発動することができるものといたします。なお、大規模買付者が大規模買付ルールに従っているか否かを判断するに当たっては、大規模買付者が当社に関する詳細な情報を必ずしも保有していない場合があること等の大規模買付者側の事情も合理的な範囲で考慮するものとし、当社取締役会が提供を求めた大規模買付情報の一部が大規模買付者から提供されないことのみをもって、当該大規模買付者が大規模買付ルールに従っていないことを認定することはありません。

かかる場合、下記 4.(1)(ii)に記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものといたします。なお、この場合には、対抗措置の発動に際して、その是非につき株主の皆様のご意思を確認するための株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）の招集を要しないものとします。

(イ) 株主意思確認総会決議に基づき発動する場合

上記(ア)にかかわらず、当社取締役会は、①特別委員会が株主意思確認総会を招集することを勧告した場合、又は②大規模買付行為の内容、時間的余裕等の諸般の事情を考慮の上、株主の皆様のご意思を確認することが実務上可能であり、且つ、法令及び当社取締役の善管注意義務等に照らして、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認することが適切であると当社取締役会が判断した場合には、（上記②の場合には、特別委員会に対する諮問に代えて）株主意思確認総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行って頂くことができるものとします。

(ii) 大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、

当社取締役会が仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う可能性は排除しないものの、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。大規模買付行為の提案に応じるか否かは、当社の株主の皆様において、当該大規模買付行為に関して大規模買付者から提供された情報及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断頂くこととなります。

但し、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行い又は行おうとする場合であっても、以下の(ア)又は(イ)の場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させるために、必要且つ相当な対抗措置を発動することができるものといえます。

(ア) 特別委員会の勧告に基づき発動する場合

大規模買付行為が専ら大規模買付者の短期的な利得のみを目的とするものである等、別紙 4 に掲げる場合のいずれかに該当し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることが明白な場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させるために、必要且つ相当な対抗措置を発動することができるものといえます。

かかる場合、下記 4.(1)(ii)に記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものといえます。なお、この場合には、対抗措置の発動に際して、株主意思確認総会の招集を要しないものとします。

(イ) 株主意思確認総会決議に基づき発動する場合

当社取締役会は、①特別委員会が株主意思確認総会を招集することを勧告した場合、又は、②当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合（別紙 4 に掲げる場合のいずれにも該当しない場合を含みます。）には、株主意思確認総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行って頂くことができるものとします。なお、上記②の場合で、株主意思確認総会が開催されたときには、対抗措置の発動に際して、特別委員会に対する諮問を要しないものとします。

(iii) 株主意思確認総会を招集する場合の取扱い

当社取締役会は、株主意思確認総会を招集する場合には、対抗措置の発動の是非について当該株主意思確認総会の決議に従うものとします。なお、株主意思確認総会の決議は、法令又は当社の定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の皆様の議決権の過半数をもって行うものとします。

当社取締役会は、株主意思確認総会を招集する場合には、取締役会評価期間終了後事務手続上可能な最も早い日において株主意思確認総会を開催し、大規模買付行為への対抗措置の発動についての承認に関する議案を上程するものとします。

大規模買付者は、当社取締役会が株主意思確認総会を招集することを決定した場合には、当該株主意思確認総会終結時まで、大規模買付行為を開始することができないものとします。

なお、株主意思確認総会が招集されない場合においては、上記 2.(3)に記載のとおり、大規模買付者は、取締役会評価期間の経過後に大規模買付行為を開始することができるものとします。

(2) 対抗措置の内容

本方針における対抗措置としては、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てその他法令及び当社の定款上認められる手段を想定しております。対抗措置の選択につきましては、大規模買付者以外の株主の皆様の経済的ご負担や不利益を極力回避することを念頭に、その効果及びコスト等を総合的に勘案して、当社取締役会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保又は向上のために必要に応じて相当な手段を決定することといたします。

本新株予約権の概要は別紙 5 に記載のとおりといたします。

なお、当社は、本新株予約権の無償割当てによる対抗措置の機動的な発動を確保するために、本新株予約権の発行登録を行うことを検討しております。

4. 本方針の合理性・公正性を担保するための制度・手続

(1) 特別委員会の設置及び諮問等の手続

(i) 特別委員会の設置

本方針の対象となる大規模買付行為のうち、共同協調行為等に該当するか否か、大規模買付者に対して大規模買付情報の追加請求又は情報提供完了通知を行うか否か、取締役会評価期間を延長するか否か、対抗措置を発動するか否か及び発動した対抗措置を維持するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性・公正性を担保するために、当社は、特別委員会規則（その概要は別紙 6 に記載のとおりです。）に従い、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置することといたします。

また、本方針導入時の特別委員会の委員（以下「特別委員」といいます。）には、野々村智範氏、姫野毅氏及び三宅雄大氏の合計 3 名が就任する予定です。なお、各委員の略歴は、別紙 7 「特別委員会委員の略歴」に記載のとおりですが、いずれも当社から独立した社外取締役又は社外監査役であり、且つ、当社が上場する金融商品取引所に対して、独立役員として届け出ております。

(ii) 対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の合理性・公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします（但し、株主意思確認総会を招集する場合は、この限りではありません。）。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものいたします。

また、当社取締役会が対抗措置を発動するに際しては、社外監査役を含む当社監査役全員（但し、事故その他やむを得ない事由により当該取締役会に出席することができない監査役を除きます。）の賛成を得た上で発動の決議をすることといたします。

なお、当社取締役会は、特別委員会に対する上記諮問のほか、大規模買付者から提供された情報に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者及び当該大規模買付行為の具体的内容並びに当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に与える影響等を検討の上で、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

(iii) 特別委員会に対する任意の諮問

当社取締役会は、株主の皆様に対して当社取締役会が代替案を提示する場合、その他当社取締役会が必要と認める場合には、本方針の対象となる大規模買付行為のうち、共同協調行為等への該当性の判定の是非、大規模買付者に対する大規模買付情報の追加請求の是非及び情報提供完了通知の是非、取締役会評価期間の延長の是非、対抗措置の発動の是非並びに発動した対抗措置の維持の是非以外についても、任意に特別委員会に対して諮問することができるものとし、かかる諮問がなされたときは、特別委員会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該諮問に係る事項につき検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、かかる特別委員会の勧告についても最大限尊重するものとします。

(2) 株主の皆様のご意思の確認

(i) 本方針の導入に関する株主の皆様のご意思の確認

当社は、2025年5月8日開催の当社取締役会において、本方針の導入に関する株主の皆様のご意思を確認するため、本定時株主総会において本方針の導入に関する議案をお諮りし、当該議案が出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、本定時株主総会の終結時に有効期間が満了する原方針に替えて、本方針を導入することを決議しております。したがって、本定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数の

ご賛同を得られなかった場合には、本方針は導入されないものとし、また、原方針についても本定時株主総会の終結時において有効期間の満了により終了いたします。

(ii) 対抗措置の発動に関する株主の皆様のご意思の確認

上記 3.(1)に記載のとおり、所定の場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、当該対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様のご意思を確認するために、株主意思確認総会を招集し、大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行って頂くことができるものとしております。

(3) 発動した対抗措置の中止又は撤回

当社取締役会が、本方針に基づき対抗措置を発動した場合であっても、①大規模買付者が大規模買付行為を中止若しくは撤回した場合、又は、②対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、且つ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、当該対抗措置の維持の是非について、上記①又は②に定める場合に該当することとなった具体的事情を提示した上で、特別委員会に諮問するとともに、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止又は撤回を検討するものとします。特別委員会は、当該諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該対抗措置の維持の是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を維持するか否かの判断に際し、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

上記の特別委員会の勧告を踏まえた結果、当社取締役会は、上記①又は②に定める場合に該当すると判断する場合には、発動した対抗措置を、その決議により中止又は撤回し、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従って速やかにその旨を開示するものとします。

但し、対抗措置として、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、本新株予約権の割当期日（別紙 5 第 1 項において定義されます。以下、同じです。）に係る権利落ち日（以下「本権利落ち日」といいます。）の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止又は撤回する場合がありますが、本権利落ち日より前に当社の株式を取得された投資家の皆様で、本権利落ち日以降に本新株予約権の無償割当てによる希釈化を前提として、当社の株式を売却された方が、本新株予約権の無償割当てが中止又は撤回されたことにより損害を被るという事態を回避するために、本権利落ち日の前営業日以降においては、本新株予約権の無償割当てを中止又は撤回しないものとします。

(4) 本方針の有効期間、廃止及び変更

本方針の有効期間は、2028 年に開催予定の当社第 137 期定時株主総会の終結時までといたします。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本方針を廃止若しくは変更

する旨の議案が承認された場合又は②当社取締役会において本方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本方針はその時点で廃止又は変更されるものとします。また、かかる有効期間の満了前であっても、③2026年以降毎年の当社定時株主総会の終結直後に開催される当社取締役会において、本方針の継続について審議することとし、当該取締役会において、本方針の継続を承認する旨の決議がなされなかった場合には、本方針はその時点で廃止されるものとします。

また、当社は、本方針が廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従って速やかに開示いたします。

5. 本方針の合理性について

(1) 買収への対応方針に関する指針の要件を完全に充足していること等

本方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）並びに経済産業省が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」の定める3つの原則（企業価値・株主共同の利益の原則、株主意思の原則、透明性の原則）を完全に充足しています。また、本方針は、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」の内容その他買収への対応方針に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに、本方針は、東京証券取引所等の金融商品取引所の定める買収への対応方針の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものです。なお、当社は、買収への対応方針に関するコーポレートガバナンス・コードの原則（原則1-5、補充原則1-5①）をいずれも実施することとしております。

(2) 当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保又は向上の目的をもって導入されていること

本方針は、上記1.に記載のとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるとともに、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであると判断される場合には、当該大規模買付行為に対して必要且つ相当な対抗措置を講じるために、導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

当社は、上記4.(2)(i)に記載のとおり、2025年5月8日開催の当社取締役会において、本方針の導入に関する株主の皆様のご意思を確認するため、本定時株主総会において本方針に関する議案を

お諮りし、当該議案が出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、本方針を導入することを決議しております。

また、上記 4.(2)(ii)に記載のとおり、所定の場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、当該対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様のご意思を確認するために、株主意思確認総会を招集し、大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行って頂くことができるものとしております。

さらに、上記 4.(4)に記載のとおり、本方針の有効期間は、2028 年に開催予定の当社第 137 期定時株主総会の終結時までであります。なお、かかる有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本方針を廃止若しくは変更する旨の議案が承認された場合又は②当社取締役会において本方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本方針はその時点で廃止又は変更されます。

加えて、本方針の有効期間の満了前であっても、③2026 年以降毎年の当社定時株主総会の終結直後に開催される当社取締役会において、本方針の継続について審議し、当該取締役会において、本方針の継続を承認する旨の決議がなされなかった場合には、本方針はその時点で廃止されます。

(4) 合理的且つ客観的な対抗措置の発動要件の設定

本方針は、上記 3.(1)に記載のとおり、合理的且つ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。なお、大規模買付行為が大規模買付ルールに従って行われる場合において、当社取締役会が、株主意思確認総会を招集することなく、対抗措置を発動することが可能な大規模買付行為の類型を、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることが客観的に明白な濫用的買収類型である、(i) いわゆるニッポン放送事件東京高裁決定の四類型（別紙 4 の 1.乃至 4.）及び (ii) 強圧的二段階買収（別紙 4 の 5.）の五つの類型に限定しています（但し、上記 3.(1)(ii)(ア)に記載のとおり、これらの類型に該当する場合についても、株主意思確認総会決議に基づく場合を除き、特別委員会への諮問は必要となります。）。

(5) 特別委員会の設置

上記 4.(1)(i)に記載のとおり、当社は、本方針において、本方針の対象となる大規模買付行為のうち、共同協調行為等への該当性の判定の是非、大規模買付者に対して大規模買付情報の追加請求又は情報提供完了通知を行うか否か、取締役会評価期間を延長するか否か、対抗措置を発動するか否か及び発動した対抗措置を維持するか否かについての当社取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するため、またその他本方針の合理性及び公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、当社の独立役員である社外取締役及び社外監査役の中から選任される特別委員により構成される特別委員会を設置することとしております。

これにより、当社取締役会による恣意的な本方針の運用及び対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。

(6) デッドハンド型の対応方針ではないこと

上記 4.(4)に記載のとおり、本方針の有効期間は 2028 年に開催予定の当社第 137 期定時株主総会の終結時までであり、また、本方針は、かかる有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成された当社取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。したがって、本方針は、デッドハンド型の対応方針（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止することができない対応方針）ではありません。

6. 株主・投資家の皆様に与える影響

(1) 本方針の導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本方針の導入時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。したがって、本方針がその導入時に株主及び投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当ての決議を行った場合には、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式 1 株につき 1 個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主及び投資家の皆様が保有する当社の株式 1 株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社の株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社の株式 1 株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、当社は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当てに係る決議をした場合であっても、上記 4.(3)に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の理由により、本権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止又は撤回する場合がありますが、本権利落ち日の前営業日以降においては、本新株予約権の無償割当てを中止又は撤回することはありません。

また、本新株予約権の行使又は取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使又は取得に際して、大規模買付者の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大規模買付者以外の株主及び投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続

本新株予約権の無償割当ての手続に関しては、割当期日における株主名簿に記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権が付与されるため、申込みの手続は不要です。

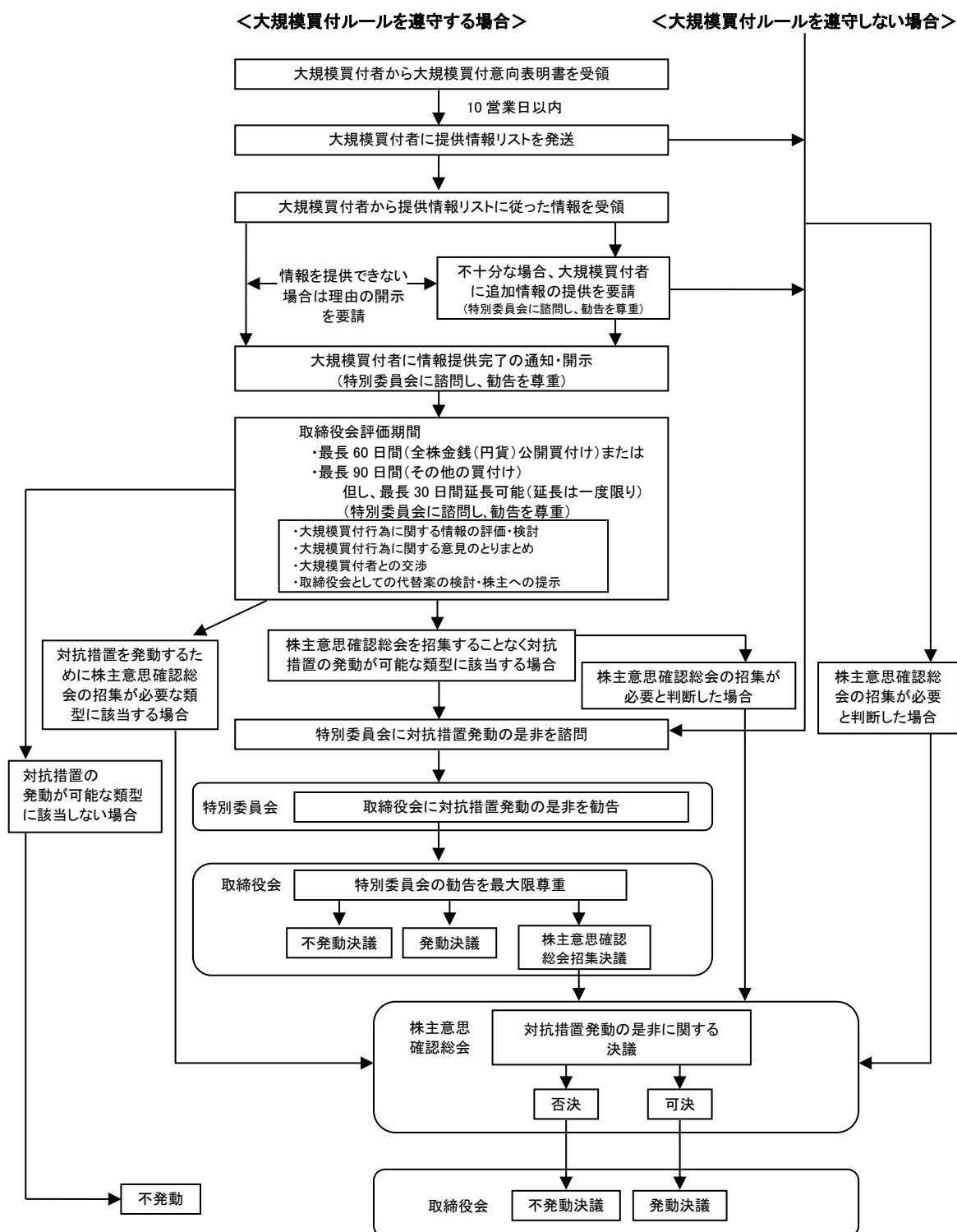
また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使して頂く（その際には一定の金銭の払込みを行って頂きます。）必要が生じる可能性があります。かかる場合には、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時且つ適切に開示を行います。

7. その他

本方針は、2025 年 5 月 8 日開催の当社取締役会において社外取締役 4 名を含む取締役全員の賛成により決定されたものですが、当該取締役会には、社外監査役 2 名を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も、本方針に賛成する旨の意見を述べました。当社取締役会においては、今後の社会・経済情勢の変化、買収への対応方針に関する議論等にも引き続き注視して、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、必要に応じて本方針の見直し又は本方針に代わる別途の買収への対応方針の導入を含め、適切な措置を適宜講じてまいる所存です。

以 上

大規模買付行為に関する対応方針フローチャート



※上記フローチャートは「当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針(買収への対応方針)」(本方針)における大規模買付ルールの概要をご理解いただくための参考資料です。詳細については、本方針の本文をご確認下さい。

当社株式の状況 (2025 年 3 月 31 日現在)

1. 発行可能株式総数 440,000,000 株
2. 発行済株式総数 108,900,000 株
3. 株主数 25,404 名
4. 大株主 (上位 10 名)

株 主 名		所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 数の割合 (%)
1	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	11,339,300	10.41
2	飯野海運取引先持株会	6,085,850	5.58
3	東京海上日動火災保険株式会社	4,211,275	3.86
4	株式会社みずほ銀行	4,210,000	3.86
5	株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	3,552,100	3.26
6	株式会社竹中工務店	3,350,000	3.07
7	三井住友信託銀行株式会社	3,100,000	2.84
8	美須賀海運株式会社	2,477,800	2.27
9	日本生命保険相互会社	2,256,300	2.07
10	トーア再保険株式会社	2,253,100	2.06

(注) 上記のほか、当社は自己株式 3,096,941 株を保有しております。

共同協調行為等の認定基準

- ※ 本基準は、「大規模買付者」の認定の前提となる「大規模買付行為」の認定における、「当該特定株主グループと当社の他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」を樹立する行為に該当するか否かを判定するための基準、及び、大規模買付者を含む「非適格者」の認定のうち、ある者の「関連者」の認定における、「実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者又はその者と実質的に共同ないし協調して行動する者」に当たるか否かを判定するための基準として用いることとする。
 - ※ 以下では、「当該特定株主グループと当社の他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」を樹立する行為に該当するかを認定する際の「当該特定株主グループ」、ある者の「関連者」を認定する際の当該「ある者」、それらの親会社及び子会社、並びに、それらの役員及び主要株主を、あわせて「特定株主グループ等」という。
 - ※ 認定は、認定の対象者（その親会社、子会社、その他認定の対象者と同一視すべき主体を含む。以下「認定対象者」という。）について、下記の各項目の要素に加え、当社の特定の株主との間での意思の連絡が「ない」ことを窺わせる直接・間接の事実の有無についても勘案した上で、総合判断の方法により行われるべきものとする。
- 1 当社の株券等を取得している時期が、特定株主グループ等による当社の株券等の取得又は重要提案行為等の当社経営支配権の実質的な取得又は当社経営への実質的な影響力の獲得に向けた行動が行われている期間と重なり合っているか
 - 2 取得した当社の株券等の数量が相当程度の数量に達しているか
 - 3 当社の株券等の取得を開始した時期が、特定株主グループ等による当社の株券等の取得の開始、当社に対する経営支配権の取得・重要提案行為をすること等の意向の表明など、特定株主グループ等による当社経営支配権の実質的な取得若しくは当社経営への実質的な影響力の獲得に向けた行動が開始された時期に近接し、又は本対応方針に係る議題を目的事項に含む株主総会の基準日など、特定株主グループ等の行動に関連する事項、事象等に近接しているか
 - 4 市場における当社の株券等の取引状況が異常な時期（例えば、平均的な出来高に比して著しく出来高が膨らんでいたり、株価が先行する時期の平均株価に比して著しく急騰したりする時期など）において、時期を同じくして当社の株券等を取得しているなど、特定株主グループ等による当社の株券等の取得の時期及び態様（例えば、信用買い等を利用しているかどうかなど）の特徴との間に共通性がみられるか
 - 5 特定株主グループ等が株券等を取得している（又は取得していた）他の上場会社の株券等を取得していたことがあり、且つ、その取得時期や保有期間が当該特定株主グループ等のそれと重なり合っているか
 - 6 上記5の重なり合う期間において、当該他の上場会社に対する株主権（共益権）の行使が特定株主グループ等のそれに同調したものであったか。同調したものであったとした場合に、その株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か

- 7 上記5記載の当該他の上場会社において、当該認定対象者及び特定株主グループ等（並びに認定対象者以外の者で特定株主グループ等と同調して議決権等の共益権の行使を行った株主がいる場合には当該株主）による議決権等の共益権の行使の結果、取締役その他の役員の選解任が行われた場合において、当該変更後の役員の在任期間中に当該他の上場会社において企業価値又は株主価値の毀損のおそれ（例えば、重大な法令違反に該当する事象の発生又はそのおそれのある事象の発生、上場廃止、特設開示注意銘柄への指定、破産その他の法的倒産手続、大規模な希釈化を伴う株式又は新株予約権の発行）が生じているか。生じているとして企業価値又は株主価値の毀損のおそれはどの程度か
- 8 特定株主グループ等との間で、直接・間接に出資関係ないし資金の貸借関係等が存在している又は存在していたことがあるか
- 9 特定株主グループ等との間で、直接・間接に、役員兼任関係、親族関係（内縁関係など準じる関係を含む。以下同じ）、事業上の関係、出身校その他のコミュニティの中における人的関係が存在している又は存在していたことがあるか、また、一方が他方の従業員、組合員その他構成員であるなどの人的関係が存在している又は存在していたことがあるか
- 10 当社に対する株主権（共益権）の行使が特定株主グループ等のそれに同調したものであったか。同調したものであったとして、行使された株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か（なお、この10を唯一の根拠として「非適格者」と認定してはならないものとする。）
- 11 当社の事業や経営方針に関する言動等が特定株主グループ等のそれと類似しているか。類似している言動等がある場合には、そのような言動等がされた時期、内容に照らして、その類似の程度はどの程度か（なお、この11を唯一の根拠として「非適格者」と認定してはならないものとする。）
- 12 その代理人やアドバイザーが、特定株主グループ等のそれと同じ事務所、法人、団体に属している若しくは属していたことがある、業務提携関係にある、同種案件を共同ないし連携して遂行したことがある、及び／又は親族関係その他の人的関係があるなど、特定株主グループ等との間において意思の連絡が容易となるような関係を直接・間接に有しているか
- 13 その他、特定株主グループ等との間で意思の連絡があることを窺わせる直接・間接の事実はあるか

当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうことが明白な類型

1. 大規模買付者が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株券等を当社関係者に引き取らせる目的で大規模買付行為を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
2. 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等に移転させる目的で大規模買付行為を行っている又は行おうとしていると判断される場合
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、大規模買付行為を行っている又は行おうとしていると判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、船舶その他の設備、知的財産権又は有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるか、あるいはかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高値売り抜けをする目的で大規模買付行為を行っている又は行おうとしていると判断される場合
5. 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付けを行うことをいいます。）に該当すると判断される場合

以 上

本新株予約権の概要

1. 本新株予約権の付与の対象となる株主

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その有する当社の普通株式（但し、同時点において当社の有する当社の普通株式を除きます。）1株につき1個の割合で本新株予約権の無償割当てをします。

2. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

3. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は1株とします。但し、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合には、所要の調整を行うものとします。

4. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、割当期日における最終の当社の発行済普通株式（但し、同時点において当社の有する当社の普通株式を除きます。）の総数と同数とします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社の普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

①特定大量保有者¹、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者²、④特定大量買付者の特別関係者若しくは⑤これら①乃至④の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は⑥これら①乃至⑤に該当する者の関連者³（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権を取得し、これと引替えに本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社の普通株式を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以 上

¹ 当社の株券等の保有者で、当社の株券等に係る株券等保有割合が 20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

² 公開買付け（金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に規定する公開買付けを意味します。）によって当社が発行者である株券等（同条第 1 項に規定する株券等を意味します。以下、本注において同じです。）の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者及びその者の特別関係者の株券等所有割合の合計が 20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

³ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共通の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）又はその者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。その判定は、別紙 3 に定める基準に従い行うものとします。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第 3 条第 3 項に規定されます。）をいいます。

特別委員会規則の概要

1. 特別委員会は当社取締役会決議に基づき設置する。
2. 特別委員会の委員（以下「特別委員」という。）は、3 名以上とし、当社の独立役員である社外取締役及び社外監査役の中から、当社取締役会が選任するものとする。
3. 特別委員の任期は、取締役会がその者を特別委員に選任しその者が特別委員への就任を承諾した時又は本方針の導入の効力発生時のいずれか遅い時から、その後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の後に最初に開催される取締役会の終結時又は当該委員と当社とが別途合意したその他の時までとする。但し、特段の事情がある場合はこの限りではない。
4. 特別委員会は、当社代表取締役社長又は各特別委員が招集する。
5. 特別委員会の議長は、各特別委員の互選により選定される。
6. 特別委員会の決議は、特段の事情がない限り、特別委員の全員が出席し（電話会議システム、テレビ電話、Web 会議システムその他の出席者の音声即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる電磁的な方法による出席を含む。）、その過半数をもってこれを行う。但し、特別委員に事故があるときその他特段の事情があるときは、特別委員の過半数が出席し、その過半数をもって決議する。
7. 特別委員会は、以下の各号に記載される事項（以下「本諮問事項」という。）について、特別委員会において決議された結論に基づき、原則として理由の要旨を付して勧告を行うものとする。当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとする（但し、対抗措置の発動の是非につき株主意思を確認するための株主総会が開催された場合には、当該株主総会の決議に従う。）。
 - (1) 本方針の対象となる大規模買付行為のうち、共同協調行為等への該当性の判定の是非
 - (2) 大規模買付者に対する大規模買付情報の追加請求の是非
 - (3) 大規模買付者に対する情報提供完了通知の是非
 - (4) 取締役会評価期間の延長の是非
 - (5) 対抗措置の発動の是非
 - (6) 発動した対抗措置の維持の是非
 - (7) その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が特別委員会に諮問する事項
8. 特別委員会は、当社取締役会及び当社代表取締役社長より、当社取締役会が大規模買付ルールに基づく手続の過程及び本諮問事項の検討に際して使用又は検討した資料及び情報の全ての提供を受け

る。

9. 特別委員会は、本諮問事項の検討に際して必要となる資料及び情報を、当社の費用において自ら収集し又は当社取締役会に対して収集を要請することができる。また、特別委員会は、取締役、監査役又は従業員その他必要と認める者を特別委員会に出席させ、必要な事項について説明を求めることができる。
10. 特別委員は、善良なる管理者の注意をもって、忠実に職務を遂行することを要し、その職務遂行の客観性及び中立性に疑義を生ぜしめる一切の行為を行ってはならない。
11. 特別委員会は、当社取締役会から諮問された事項の検討を行うため、必要に応じて、外部専門家等の助言を得ることができるものとする。かかる助言の取得に際して要した費用は、原則として、全て当社が負担する。

特別委員会委員の略歴

1. 野々村 智範 (ののむら ともり)

1981 年 4 月 住友セメント(株) (現住友大阪セメント(株)) 入社
2009 年 6 月 住友大阪セメント(株)法務室長
2013 年 6 月 同社執行役員兼企画部長兼管理部長
2018 年 6 月 エスオーシー物流(株)代表取締役社長
2021 年 6 月 同社取締役相談役
2023 年 6 月 当社社外取締役 (現任)
2023 年 6 月 当社特別委員会委員 (現任)

2. 姫野 毅 (ひめの たけし)

1987 年 4 月 旭化成工業 (株) (現旭化成 (株)) 入社
1988 年 10 月 札幌医科大学派遣 (2 年間)
2006 年 7 月 旭化成ファーマ(株)臨床開発センター開発推進部長
2011 年 4 月 同社医薬研究センター長
2013 年 4 月 同社薬事・信頼性保証センター長
2014 年 4 月 旭化成(株)研究・開発本部ヘルスケア研究開発センター長
2015 年 4 月 同社執行役員
2016 年 4 月 旭化成メディカル(株)取締役常務執行役員、医療製品開発本部長
2017 年 4 月 同社代表取締役社長
2019 年 4 月 旭化成(株)上席執行役員、品質保証担当
2022 年 4 月 同社顧問 (現任)
2024 年 6 月 当社社外取締役 (現任)
2024 年 6 月 当社特別委員会委員 (現任)

3. 三宅 雄大 (みやけ ゆうだい)

2006 年 10 月 弁護士登録 (東京弁護士会)
2006 年 10 月 三宅法律事務所入所 (現三宅荻野法律事務所) (現任)
2023 年 6 月 山洋電気(株)社外取締役 (現任)
2024 年 6 月 当社社外監査役 (現任)
2024 年 6 月 当社特別委員会委員 (現任)

なお、野々村氏、姫野氏及び三宅氏は、当社が上場する金融商品取引所に対して、独立役員として届け出ております。

以 上